

# 過労死等防止対策推進協議会 高橋まつりさんの母



○高橋委員 ありがとうございます。高橋幸美でございます。私は、娘を過労自殺で亡くした母親の立場から意見を申し上げます。

娘は、過労死等防止対策推進法が施行された翌年、過重労働が原因で自ら命を絶しました。広告代理店に入社し、わずか9か月でした。防止法ができたのに、なぜ娘は亡くなったのでしょうか。労基署は娘の勤務先に対し、繰り返し是正勧告を行っていたにもかかわらず、なぜ娘を助けられなかったのでしょうか。防止法施行から6年、娘が亡くなって5年になりますが、いまだに勤務問題が原因で命を絶つ人は年間で分かっているだけでも約2,000人もおります。精神疾患の労災請求は年々増加しており、勤務問題で悩んでいる人が減らないこの状況に、悔しさとむなしさで心がいっぱいです。過労死は過重労働の対策が遅れている業界や職種、悪意ある経営者の下で起きており、過労死防止に一刻の猶予もありません。どうか娘の死を教訓に対策を講じ、過労死防止に実効性のある見直しになるように切にお願いします。

大綱の見直しで強化していただきたい項目は5点あります。

**1点は、正確な労働時間の把握の義務づけと違反企業への対策**です。労働時間の適正な把握のために、使用者が講ずべき措置に関するガイドラインの遵守の義務づけと、義務を怠った企業への指導の強化です。理由は、娘の会社では残業隠しが常態化しており、社員の過労死が何人も起きておりました。悪質な残業隠しがある事業所で過労死の危険があるからです。

**第2に、監督の強化、違反企業の講習の義務、公表制度の強化**です。36協定の特別条項の届出段階で危険な長時間労働を阻止すること、また悪質な事業所の監督強化、違反企業への講習を義務づけるなど、監督段階で過労死を防止していただきたいと思っております。理由は、娘の勤務先に是正勧告を再三行っていたのに過労死を阻止できなかったからです。昨年度、地元の静岡労働局の労働者の相談や労災請求から、県内967企業の事業所を対象に行った監督指導の結果で、違法な長時間労働は475か所、前年比で134か所増加、率にして39%の増加でした。時間外・休日労働が過労死ラインの80時間以上の労働者がいた事業所は140か所、そのうち19か所は150時間を超えていたとの報告があります。是正指導の後に虚偽の是正報告をしていた事業所の公表事例もあり、是正の公表の義務づけなど、公表制度の強化も望みます。

**第3に、11時間の勤務間インターバル制度の導入目標を100%にすることです。**娘は試用期間が終わり、10月に正社員に登用されると残業に際限がなくなりました。勤務間インターバル制度はなく、10月25日日曜日午後7時に出社し、27日火曜日の深夜0時まで約53時間も会社にいたこともありました。47時間連続勤務し、帰宅後40分後に出社したこともありました。**11時間のインターバルが守れていたなら娘は救えたのではないかと思います。**しかし、この11時間という時間は最低ラインです。一日の拘束時間が13時間では20日、月約80時間の時間外労働になり、過労死ラインになります。ワーク・ライフ・バランスの点からも不健全。帰宅後に家事をし、趣味の時間をもち、子育てをするのは不可能です。労基法適用除外の職種においても、夜勤勤務、交代勤務の労働者も含め、最低でも11時間の100%導入を目標にしてくださいと思います。

第4に、週40時間のフルタイム労働者の週労働60時間以上の者の削減を目標にされていますが、フルタイム労働者、正社員総合職の業務の負担はパートタイムに比べ大変重いものです。大企業では時間外労働の削減への意識が高まっているとの報告もありますが、規模にかかわらず、全ての業種・職種の時間外労働の削減に取り組むよう望みます。

第5に、若年労働者への特別な配慮を欠いた事業所の厳重措置を講ずることを望みます。娘は10月に正社員に登用されると残業に際限がなくなり、1週間に10時間しか寝ていないこともありました。若い社員を入社後間もなく店長に任命し、名ばかり管理職として重圧な責任を負わせ、過労死に至る事例も多くあります。若年労働者の長時間労働を禁止し、特別な安全配慮の義務づけを望みます。過労死を出した場合は、安全配慮義務違反として厳重な処置並びに公表がなされるよう望みます。過労死防止は個々の企業、商慣習改善の取組だけできるものではなく、政府、全経営者、全労働者、全国民の意識を変えていくことが必要です。過労死を1人も出さないという遺族の祈りに耳を傾け、勤務問題が原因で亡くなる人をゼロにするために妥協しない大綱にさせていただけるように、切にお願いいたします。

私からは以上です。ありがとうございました。

本資料の無断転載を禁じます。(C)Copyright Work Life Balance Co.,Ltd. All Rights Reserved.

厚生労働省労働基準局 過労死等防止対策推進協議会 議事録より

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_16662.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16662.html)